

大学私物化に抗する公共性の構築を目指して

駒込 武（京都大学）

2021年11月6日

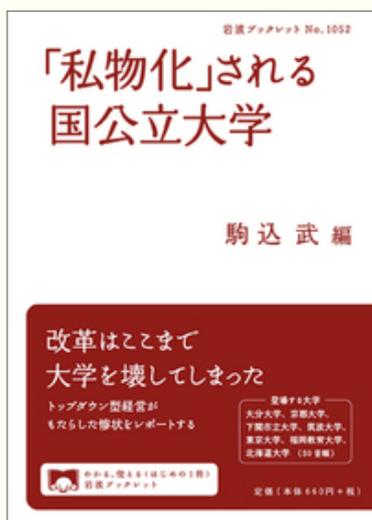
大分大学のガバナンスを考える市民の会

筑波大学教員有志による「連帯声明文」(2020年10月)

- 全国の大学教職員、これまで大学で学んだ、いま大学で学び、これから大学で学ぶすべての人々への連帯声明文
- 「大学の自治、とりわけ学長選考や人事権を巡る紛争が、東大・京大・筑波大・大分大など各地で起こっています。成果第一、経営第一のトップダウンの考え方が導入され、一見華やかに見える分かりやすい成果の陰で、人員削減・効率化の名のもとに教育現場は悪化の一途をたどっています。現場の教職員の意見は運営にまったくと言っていいほど反映されず、学生たちの不満も高まり、大学での学びそのものが危機に瀕しています。
- 多くの大学で学長の権限が強まり、教職員は巧みな規則の変更や管理体制の強化によって恐怖政治のような環境におかれ、たとえ矛盾を感じていても声を上げることもできず、膨大な業務に追われてみな疲弊しています。このような環境で、自由に独創的な研究や豊かな学びができるわけはありません。」

(<https://sites.google.com/view/daigakurentai/>)

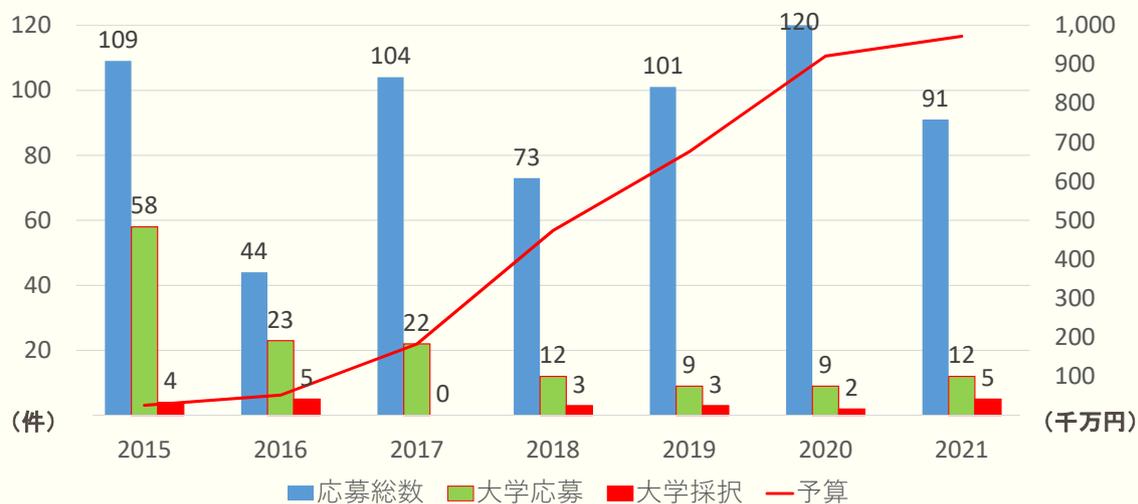
ブックレットの特徴



- 点ではなく線、線ではなく面
 - 下関市立大学/京都大学/筑波大学/
大分大学/北海道大学/福岡教育大学/
東京大学
→「地続き」の現実
- 現場からのレポート
→当事者として
- 大学のガバナンス（管理運営体制）に焦点
→大学をめぐる権力構造。恣意と専断による「私物化」。

1. 軍事研究の振興と「大学ガバナンス改革」は互いに互いを支え合う

防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」と大学



(<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai.html>, <https://judgit.net/projects/14274>に基づいて作成)

学長の権限強化→軍事研究の推進

- 防衛装備庁「安全保障技術研究」に採択された国立大学(研究代表者が国立大学所属のケース) …延べ10校。
 - 東京工業大学(2015)、豊橋技術科学大学(2015, 2021)、東京農工大学(2016)、北海道大学(2016)、岡山大学(2018, 2021)、大分大学(2018, 2021)、筑波大学(2019)、山口大学(2019)、宇都宮大学(2021)
- 大分大学のケース (大分大学のガバナンスを考える市民の会「第4章 歯止めなき介入」)
 - 2015年、学長選考にかかわる意向投票廃止、学長任期上限の撤廃。
 - 2018年、安全保障技術研究に採択。
 - 2019年、北野学長、経済学部教授会の選出した候補者とは別の人物を学部長に選考。→学部長を事実上の学長指名制とする。
 - 2021年、安全保障技術研究に採択。
 - 2019年5月に「理工学部の研究助成に係る審査細則」(2019年月)が制定されたが、学部長が単独で審査することが基本。

軍事研究の推進→学長の権限強化

■筑波大学のケース（佐藤嘉幸「第3章 政治に従属する大学へ」）

- 2018年、「筑波大学における軍事研究に関する基本方針」を決定して公表。
 - 「学問の自由及び学術研究の健全な発展を図るため、研究者の自主性・自律性が尊重され、かつ研究の公開性が担保されるものでなければならない。これらに反していることから、**本学は軍事研究を行わない。**」

採
択

- 2019年、防衛装備庁「安全保障技術研究制度」の二次募集に申請して採択。4年間で総額12億円。
- 2020年3月、永田恭介学長、「軍事研究をやらないという基本方針は変わっていない」、「**防衛（に関する研究）はかまわない**」と思っている」という見解。
(<https://mainichi.jp/articles/20200326/k00/00m/040/351000c>)
- 2020年4月、**学長選考にかかわる意向投票を意見聴取に転換、任期上限の撤廃。**
- 2020年10月、**文科省が「学長の強いリーダーシップ」を評価して筑波大を指定国立大学法人に指定。学長選考会議、教職員の意見聴取に大差で敗れた永田学長を再選。**

軍事研究からの撤退→総長の解任？

■北海道大学のケース（山形定「第5章 放逐される総長」）

- 2018年、総長選考会議の議長らが名和豊春総長に辞任を勧告。→「パワハラ」疑惑報道。→解任申し出の議決（学内への説明なし、情報開示に応じない）。
- 2020年、萩生田文科大臣が総長解任を決定。→新総長を選出。
- 2021年、北大が名和前総長の「パワハラ」にかかわる文書は存在しないと公表。

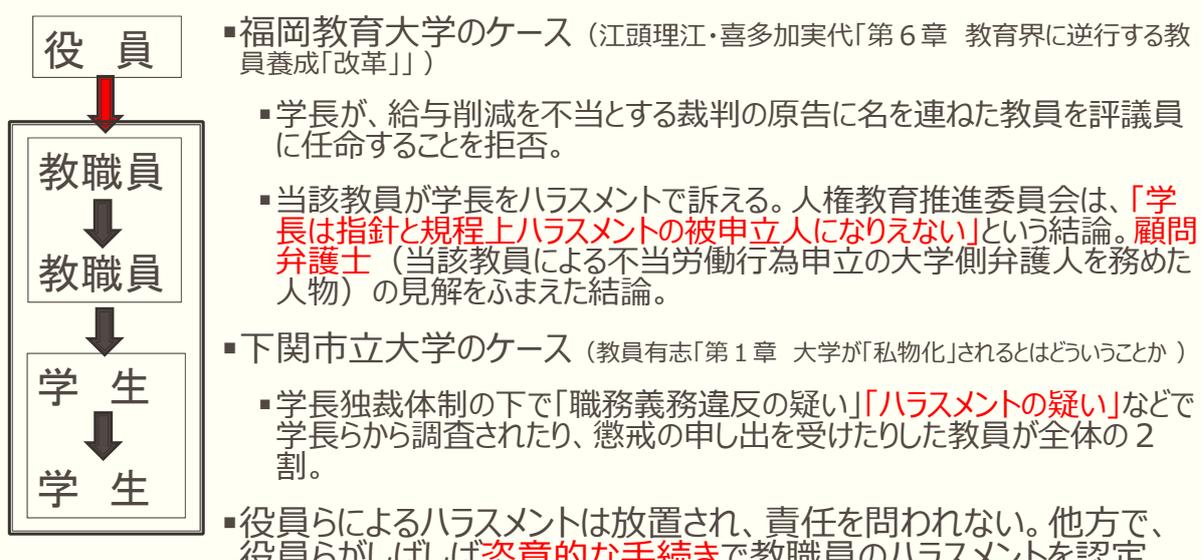
~~~~~

採  
択

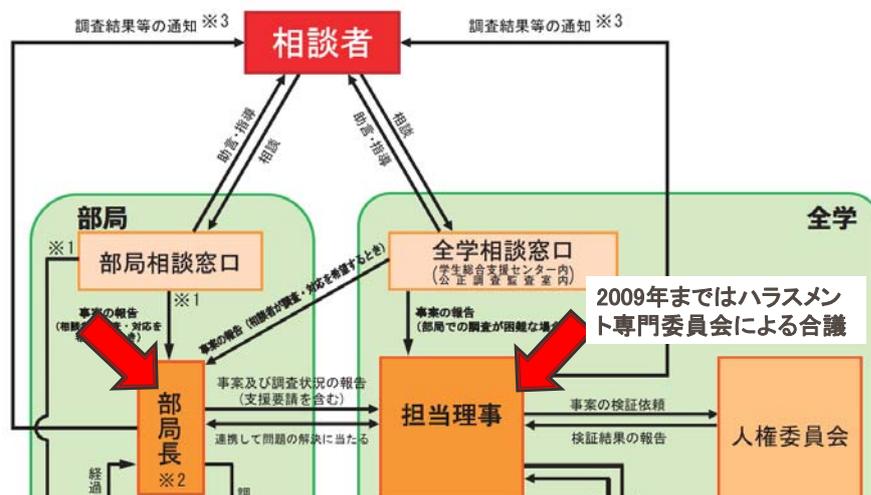
- 2016年7月、安全保障技術研究に新規採択。2016年度から2018年度まで。
- **2017年3月、日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」**
- 2017年4月、**名和豊春工学研究院長、総長に就任。**
- 2018年6月、北大が学術会議の声明を尊重して2018年度の研究費を辞退したことが報道される（『北海道新聞』2018年6月8日付）。

## 2. 役員によるハラスメントは「ハラスメントではない」とされることによりハラスメントが常態化する

### ハラスメント対応をめぐる恣意的な手続き



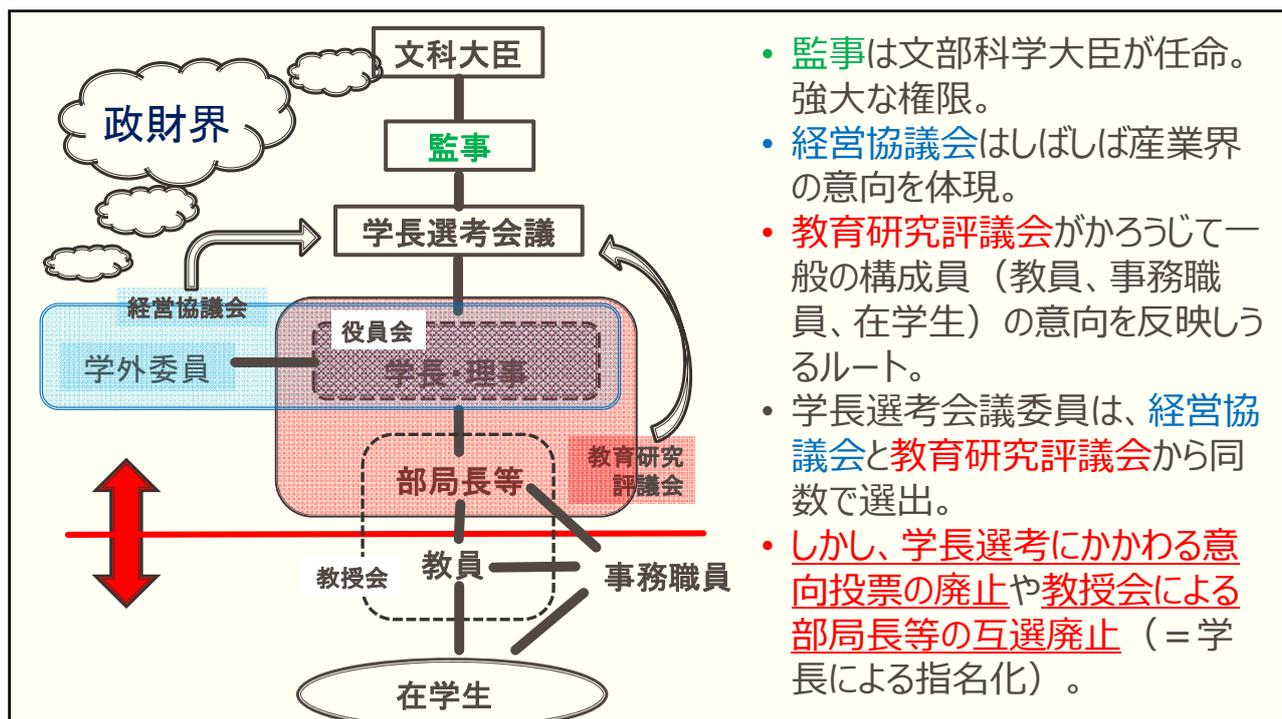
## 京大のハラスメント対応—合議から専断へ



- 現行の体制では**部局長**と**担当理事**に重要な役割。さらに**大学の顧問弁護士**が理事を補佐。
- 2005年に制定したガイドラインでは、担当理事の位置に**ハラスメント専門委員会**（人権委員会委員、カウンセリングセンター教員、学外の弁護士、カウンセラー等ハラスメントに関する専門家）。2009年廃止。

合議を廃止して役員（学長・理事ら）の専断体制を象徴。

3. 属人的専制は学長選考から「投票」という要素を消し去り、「投票」の形骸化・排除が属人的支配を完成させる



## 学長選考にかかわる「投票」の形骸化・廃止

- 選考会議が、学長候補者の絞り込みにかかわる**情報を非公開**。
  - 東京大学（2020年）、京都大学（2020年）…
- 選考会議が、過半数を獲得した候補者がいなかった場合に**決選投票を行わない**。
  - 北海道大学（2020年）、京都大学（2020年）…
- 選考会議が、投票において**1位でない者を学長候補者に選出**。
  - 福岡教育大学（2013年）、筑波大学（2020年）…
- 選考会議が、教職員による**投票の制度を廃止**。
  - 福岡教育大学（2015年）、大分大学（2015年）…
- 学内規則における**学長任期の上限を撤廃**。
  - 大分大学（2015年）、筑波大学（2020年）…

## 京大における総長選考(2014年,2020年)

- 2013年末、**日本経済団体連合会**「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」を発表、「企業ガバナンスを参考とした運営体制の強化」という観点から学長選考にかかわる意向投票の結果は参考に止め、学長の通算任期の上限も見直すべきと提言。
  - →京大では**松本紘総長（当時）**と**安西祐一郎選考会議議長（当時、日本学術振興会理事長）**が経団連の提言に従おうとしていることが判明。→京大職組や学生が反対運動。→従来通りの形式の意向投票。
  - **2014年7月**、決選投票で山極壽一氏が湊長博氏破り、選考会議が山極氏を総長に選出。
  - 2014年8月、松本総長や安西氏が委員を務める「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」が意向投票の結果に従うのは「適切ではない」という見解のとりまとめ。→学校教育法・国大法改正の際の施行通知
- 
- **2020年7月**、選考会議、決選投票をせずに湊長博氏を総長に選出。

## 東大における総長選考（2014年）への政治介入

### ▪ 甘利明自民党税調会長（当時）へのインタビュー（2019年）

- 「橋本〔和仁〕さんがある日、私のところに当時、東大理学部部長だった五神真さんを連れてきた。「この人を東大総長にしたいと思っている。本命ではないけれど、きっとさせてみせます」と。さらに「甘利大臣の大学改革にも興味を持っていると思います」とも。そこで五神さんに、「あなたが総長になったら、私についてきてくれますか」と聞くと、「その節には一緒にやります」と言ってくれた。結局、五神さんは総長になった。」
- 国立大が身動きができないのは、学長に採用権も予算権も事実上ないからだ。…学長に人事権を与える。学長選考会議に外部の人間を入れる。」 (<https://www.kyoikushinsha.co.jp/reisai/ikenkoron/001/index.html>)



## 内閣府総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)

- 2012年、甘利明が第二次安倍内閣で経済財政政策担当大臣に就任。
- 2014年、内閣府総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組して大幅な権限強化。
  - 議長（首相）、閣僚議員（6名）、有識者議員（6名）、関係機関の長（日本学術会議会長）。
  - 有識者議員の中に橋本和仁氏（非常勤、2013年～）や上山隆大氏（常勤、2016年～）が含まれる。
- 甘利明自民党税調会長のインタビュー
  - 「トップに立つ学長が、自分の大学のアセット（資産）をフル活用し、経営者として自分の大学のどこに強みがあるか、どこが弱みか、どう付加価値を生むか、マネタイズするか、ビジネス化するか、それを基礎研究にどう還元していくか、常に考えなくてはいけない。」
- →「稼げる大学」のための「最高意思決定機関」設置（2021年8月）

## 「大学の私物化」とは？

- 国の方針が特定の産官学複合体の私的な利益に奉仕する傾向を強めるほど、大学執行部は国の方針を忖度して産官学共同を指向。そのことで自身の立場を強化する一方、研究・教育・医療の公共性をないがしろにする。「稼げる大学」という目標に向けて大学を最適化したという「手柄」を挙げるために、官界や産業界と持ちつ持たれつ関係を形成し、恣意的な人事や専断により大学構成員の異論を封殺する。
- 「大学の私物化」に立ちはだかる障壁としての大学の自治、学界・学会の自律性、学術コミュニティを代表する存在としての日本学術会議。
- ある京都大学教員の感想
  - 「下関市大や大分大学の事例など、にわかには信じられないようなお話で、ただただ衝撃を受けるばかり。自分でルール作って自分が権力者に居座るって、プーチンかよ！ …」→「属人的専制が野放図に行われる現実」

## 4. 大学の属人的専制と私物化により損なわれる大学の公共性を回復するために

### 旭川医科大学のケース

- 吉田晃敏学長「コロナを完全になくすためには、あの病院〔吉田病院〕がなくなるしかない」「〔コロナ患者を〕受け入れるならおまえ〔古川病院長〕が辞めろ」→学長による病院長解任（背景に病床稼働率低下による**病院の赤字化を避けたいという思惑**）
- 患者家族らが約1万5千筆の病院長解任の撤回を求める署名、
- 教職員の過半数の署名をえて学長の解職請求。→文科省で審議中。
- **経営**の観点や**研究・教育・医療の公共性**の観点や**地域貢献**の観点よりも優先される。



NHK NEWSおはよう日本【2021年6月20日放送】

## 京都教育大学のケース—障がいをもつ子どもの教育も「経営」優先？

- 京都教育大学附属小中学校「特別支援学級廃止案」に関する意見書（2020年12月15日） by 教育の未来を考える会
- 「自分の暮らす町で、年老いても病を得ても障がいを得ても、安心して自立して暮らしていくためにはどのような教育や福祉の制度が必要か、それは本来、市民自らが考え対話し、形作っていくものであると思っています。安心できる町を作る基本は、多様な価値観を認め合い、多くの選択肢の中から自分たちにあった制度を選べることではないでしょうか。〔…〕
- 国立大学運営費交付金の元は、わたしたちの納めている税金です。こと教育に関し、税金を惜しみなくしっかりと投入していただきたい、そして「公共」を旨とした教育機関であるからこそ、公共に資する教育を全うする矜持を持ち続けていただきたいと切に願います。教育・研究の「成果」を何もかも数値化して「効率性」と「生産性」を優先しようとする体制は、教育の現場を根本から蝕みます。とりわけ特別なケアを必要とする子どもたちの学びの環境は、いかなる理由があるとしても「効率化」や「機能強化」の圧力から守られるべきです。子どもたちの存在自体が「効率性」や「生産性」には決して還元することのできない人間的価値をあらわしているからです」

## 私物化に抗する公共性の再構築に向けて

- 短期的には、教員人事における専門性尊重の原理を守ると同時に、大学構成員の「言論の自由」を回復する必要。
- 「大学のガバナンスにおいて第一に守られるべきは、構成員が行使する言論の自由であり、みずからの公共性を自覚した透明な公開性である」（田中純「第7章 権威主義化する大学「経営」イデオロギー」）
- 中期的には、投票による学長選考、学長の任期上限設定、教職員の署名による学長リコール制度を整える必要。
- 長期的には、大学の意思決定において教職員はもとより、学生、市民（地域住民）が参加できる仕組みを「対案」として考えることが大切。その際、専門性に基づく教授会の自律的な判断を尊重する仕組みと、学生、市民の意見に広く耳を傾ける民主的な仕組みを調整することが必要。（寺崎昌男×羽田貴史「大学自治をアップデートする—新たな「公」を目指して」『世界』2019年5月号） = 大学の「公共性」の再構築
- 長期的なスパンの「対案」を考えることで学生・市民との結びつきを強めながら、同時に短期的・中期的課題への取り組みを進める Cf.大分大学のガバナンスを考える市民の会

## 戦後初期の「大学ガバナンス改革」の試み

- 文部省「大学法試案要綱（大学理事会法案）」（1948年4月2日）
  - 全国に[中央審議会](#)…国公立大学の学長による選挙6名、衆参両院による任命2名、文部大臣の任命7名。
  - 各大学に[管理委員会](#)…文部大臣の任命3名、府県知事の任命3名、同窓会代表3名、教授会代表3名、学長1名。
- 教育刷新委員会、全学連中央執行委員会、日教組大学高専部、中央教育審議会等が「対案」を提出。→審議未了、廃案。
- 全日本学生自治会総連合会「大学法学生案」（1948年11月30日）
  - 全国に[中央大学委員会](#)…全国1区の選挙区で30名の委員を選挙で選出。
  - 各大学に[大学自治評議会](#)…教職員代表と学生代表を選挙で選出、同数とする。教職員代表は教授会議、各研究室等会議、各職員会議（「事務職員、守衛、小使、看護婦等」）から構成される。

海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革9 大学教育』東京大学出版会、1969年